平成２９年（フ）第１７３３号
大阪府枚方市三栗２丁目12番22―203号
債務者　床本　憲昭
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８３０号
大阪市住之江区御崎１丁目８番30号　アルビレオ　103
債務者　増田　香織
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７０号
栃木県宇都宮市西２丁目１番８号　コンフォート・アーバン405号室
債務者　河口多華子
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１５２号
栃木県宇都宮市下栗町2292番地78　重原嘉久方
債務者　山形　慶子
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１７５号
栃木県真岡市熊倉町3452番地３　第３大滝住宅13号
債務者　眞貝　英行
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１７７号
栃木県宇都宮市徳次郎町444番地　山王市営住宅４号棟205号室
債務者　國井まゆみ
1　決定年月日時　平成29年５月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１８６号
栃木県宇都宮市駒生町3353番地９　穴澤方、前住所栃木県宇都宮市西川田６丁目６番７号西川田グランドハイツ305号室
債務者　高田　培子
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第９号
島根県浜田市熱田町456番地３（２―303）
債務者　見國　敬子
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月28日午後１時30分
松江地方裁判所浜田支部

平成２９年（フ）第４７６号
東京都町田市玉川学園１丁目21番17号福山アパート205
債務者　新　　裕美
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月28日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１８２号
岡山市中区江崎325番地
債務者　岡本　真紀
1　決定年月日時　平成29年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３２号
静岡県浜松市東区西塚町322番地の10
債務者　伊藤　元子
1　決定年月日時　平成29年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月４日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第４８０号
東京都青梅市河辺町４丁目12番地の３リベルテⅢ202
債務者　町田　茂勝
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第４８１号
東京都青梅市河辺町４丁目12番地の３リベルテⅢ202
債務者　町田　明子
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１４３号
静岡市葵区千代田４丁目９番11号
債務者　大石　英之
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月14日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部